

## 令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校法人名	大牟田学園
学校名	大牟田高等学校

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

ここでいう「いじめ」とは、本校生徒に対して一定の人的関係にある他の本校生徒またはその他が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校は、一人でも多くの生徒をいじめから救うために、生徒を取り囲む大人ひとりひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化し、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携をする。

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- ・大半の生徒が、被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発する。
- ・早期発見・早期対応の姿勢や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。
- ・道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等、既存の取組を引き続き推進する。
- ・原則として放課後や休業日・休日の活動が中心となる部活動においても、人間関係がより複雑化するとともに、部室を利用するなど生徒だけの時間と空間が広がるため、部顧問を中心に、上記の対応をより十分に実践するようにする。「学校生活アンケート」における部活動の項目に注視すべき点が見受けられる場合には、さらに部活動内でのアンケートも実施を検討する。
- ・いじめの未然防止に関する職員全体の研修・情報共有・コンセンサスのため、職員会議の議題に取り上げる。時期は、年度最初の4月の職員会議、さらに学期に1度実施する「学校生活アンケート」後に実施する。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

- ・いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、福岡県作成の「福岡県いじめ防止基本方針」の活用の一層の徹底を図る。

- ・ある行為がいじめであるかどうかを判断する場合は、いじめられた生徒の立場にたち、「心身の苦痛を感じている」と訴えている生徒側にたち、表面的・形式的な判断をしないように努める。そのために、対応する職員は必ず複数名の様々な立場の職員でなければならない。
- ・「心身の苦痛を感じている」が様々な要因でそれを表出できずにいる生徒の存在を絶対に排除してはいけない。あるいは、「心身の苦痛」を感じてはいないが、今後そのように感じる可能性のある心理的・物理的な影響があると思われる行為を受けている生徒の存在も絶対に排除してはならない。これらを排除しないためには、「学校生活アンケート」の実施、保護者との連携、複数の職員によるクラスや部活動での様子の観察、さらに情報共有を日常的に行うことが大切である。

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ・学校生活アンケートの実施等、既存の取組を引き続き推進する。
- ・当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により学校の教育相談機能の強化に努める。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### (1) 基本的考え方

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。すなわち、本校が設置する「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に「学校いじめ対策組織」を立ち上げる。なお、非常勤講師や部活動指導員に対してもその旨を周知しておく。
- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上や、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て関係機関・専門機関等と連携し対応に当たる。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、または通報を受けた場合、その場でその行為を止め、速やかに情報を収集し、状況把握に努める。
- ・部活動内でも上記の状況を発見または通報を受けた場合も、その場でその行為を止め、速やかに情報を収集し、状況把握に努める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

- ・発見・通報を受けた教職員が、部活動指導員や非常勤講師等、職員会議等のメンバーではない可能性もあるので、対応の方法について、年度当初の研修、または担当主任からの周知を徹底する。
- ・学校や学校の設置者が、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方は絶対にあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・発見・通報があった後、絶対に時間を置かず、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。できる限り、本人が伝えるより先に保護者へ伝える。
- ・いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、状況に応じて、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得る。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加え

ることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## (5) いじめの解消

- ・いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が止んでいる状態、②被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態、これら2つがどちらも確認できる状態である。具体的には、①については、いじめに係る行為、つまり「心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」が一定期間止んでいる状態である。②については、「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」と判断できる状態である。
- ・上記①と②の確認については、「学校いじめ対策組織」が主体となりその状況を継続的に観察し、定期的に情報共有ならびに協議を重ねることで行う。この組織による協議の結果、①と②の状態が確認され、将来的に再発の可能性が低いと判断できる場合に、「いじめ解消」と判断する。
- ・たとえ「いじめ解消」と判断されても、再発の可能性が0には絶対ならないという観点を持ち、学級担任、教科担任、部顧問は、クラスならびに部活動における被害生徒の観察を続ける必要があり、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

## (6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級または部活動で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒への謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## (7) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダには違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールの実施を検討することにより、

ネット上のトラブルの早期発見に努める。

- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

#### 【学校教育法第11条】

「校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒および児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

##### ①行政上の責任

- 信用失墜行為の禁止《地方公務員法第33条》
- 懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）
- 校長の監督責任《学校教育法第28条3項》
- 教員免許状の取り上げ《教育職員免許法第11条》
- 法務局の調査、説諭及び勧告《法務省設置法第4条26号》

##### ②民事上の責任

- 不法行為による賠償責任《民法第709条、710条》
- 損害賠償責任と求償権《国家賠償法第1条》

##### ③刑法上の責任

- 殴る・蹴る《暴行罪 刑法第208条》
- 身体を傷付ける《傷害罪 刑法第204条》
- 不当に長時間居残す《監禁罪 刑法第220条》

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは次のような場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する

ことが必要である。

(1) 重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記入すること。）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

調査結果については当該学校を所轄する福岡県知事に報告する。

学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) 調査結果の提供および報告（福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課への調査結果の報告を必ず記入すること。）

- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙による調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果には、事実関係の整理を踏まえて当該事案に対する学校および学校設置者の対応や当該事実の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し課題を整理した内容を記載する。その際、この調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。
- ・上記の検証については、法、国・地方の基本方針、本ガイドラインおよび学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ対策組織を学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかな

どが検証内容となる。

- ・いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを、いじめを受けた生徒または保護者に対して説明する。希望があればその通りに報告する。
- ・調査結果については当該学校を所轄する福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課に報告する。

## 6 学校評価

本校では、いじめ防止等の充実した対策や、生じたいじめの事実が隠蔽されることなく、いじめの実態把握および措置が適切に行われるよう、以下の点に留意して適正に本校の取り組みを評価する。

- ・いじめ防止等のための対策として掲げている、「学校生活アンケート」や職員研修の実施、いじめ・退学・不登校対策委員会の実施はもちろん、未然防止のための内容を確実に実施している。
- ・たとえ小さい事象であっても、いじめの可能性があるとされる事象に対して見逃すことなく、真摯に対応することができ、状況について周囲とつねに共有することができている。
- ・いじめが生じた場合の迅速かつ適正な対応ができている。

## 7 いじめ防止計画・教育相談実施計画

- ・職員会議における職員研修の実施（年度当初、1学期末、2学期末、3学期末）
- ・「学校生活アンケート」の実施（6月、10月、2月）
- ・いじめ・退学・不登校委員会の設置および会議（設置は4月、会議は6月、10月）

## 8 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ・退学・不登校対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、総括教頭、教頭、事務長、教務部長、生徒部長、事務部長、普通科長、総合学科長、工業科長、調理科長、養護教諭、安全管理顧問、顧問弁護士、スクールカウンセラー、学校医、学校薬剤師により構成されるいじめ・退学・不登校の防止対策のための組織を置くものとする。(第22条)

いじめの防止等の対策のための組織

組織の構成員等

組織の名称		大牟田高等学校 いじめ・退学・不登校対策委員会		
		職名等	校内での役職	氏名
組織の構成員	教育職員・事務職員	校長	—	荒木 信一
		総括教頭	—	杉野 健次郎
		教頭	総務部長・研修部長	池田 節子
		事務長	—	高木 秀
		教諭	教務部長	内村 砂織
		教諭	生徒部長	川口 寛史
		主任書記	事務部長	高木 秀
		教諭	普通科長	下川 正貴
		教諭	総合学科長	丸本 博之
		教諭	工業科長	前原 一馬
		教諭	調理科長	松野 恵美
		養護教諭	養護	馬場 絢子
		安全管理顧問	—	藤木 政時
	外部専門家等	顧問弁護士	—	春山 九州男
		顧問弁護士	—	小田 雅章
		スクールカウンセラー	—	峰 千春
		スクールカウンセラー	—	廣田 和美
学校医		—	小野 崇典	
学校薬剤師		8	—	田上 光徳